

平成31年度三重支部事業計画（案）について

平成31年1月16日



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の概要

協会けんぽの基本使命及び基本コンセプト

【基本使命】

保険者として、健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

保険者機能アクションプラン(第4期)の指針

基本方針の整理

第3期では、アクションプランを通じて実現すべき3つの目標を設定したが、取組相互の関連性が高く、重複する取組が多かった

第4期では、**保険者機能を二つに分類**、それに協会けんぽの基盤整備たる**組織体制の強化を加えて基本方針とし、取組の重複を整理**

PDCAサイクルの明確化

これまで、アクションプラン→事業計画→事業報告→業績評価というPDCAサイクルの流れが必ずしも明確でなかった

第4期では、**アクションプランと毎年の事業計画のKPI(※)を連動**させ、それを毎年評価し改善していくことにより、**PDCAサイクルを明確化**

※KPI(Key Performance Indicator: 重要業績評価指標)

シンプルなKPIの設定

第3期の検証指標は、取組を体系化したロジックツリーを用いて、施策からアウトプットまでの因果関係の分析を試みた

第4期では、ロジックツリーを意識しつつ、**項目ごとに単一のKPIを設定**し、かつ定量的な目標とすることにより、**取組の達成状況を見える化**

平成31年度事業計画の全体像②

（１）基盤的保険者機能関係

【運営方針】 適正かつ効率的な給付業務の励行と不正受給対策の徹底を図るため、業務の標準化・効率化・簡素化を推進し、生産性の向上を目指す。

【具体的な施策】

- ・ 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進
- ・ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- ・ オンライン資格確認の導入に向けた対応

（２）戦略的保険者機能関係

【運営方針】

データを活用したエビデンスに基づく取組を推進するため、保健事業実施計画（データヘルス計画）（第２期）の着実な実施や、個人や事業所単位での健康度の「見える化」を行う。同時に、そうした分析に基づく効果的な意見発信を行う。

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

【具体的な施策】

- ・ ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 <I、II、III>
- ・ データ分析に基づいた第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 < I、II、III>
（特定健診受診率、事業者健診データ取得率、特定保健指導実施率の向上、重症化予防対策の推進、健康経営（コラボヘルス）の推進）
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進 < I、III>
- ・ インセンティブ制度の本格導入 < II、III>
- ・ 医療費データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ < I >

（３）組織体制の強化関係

【運営方針】

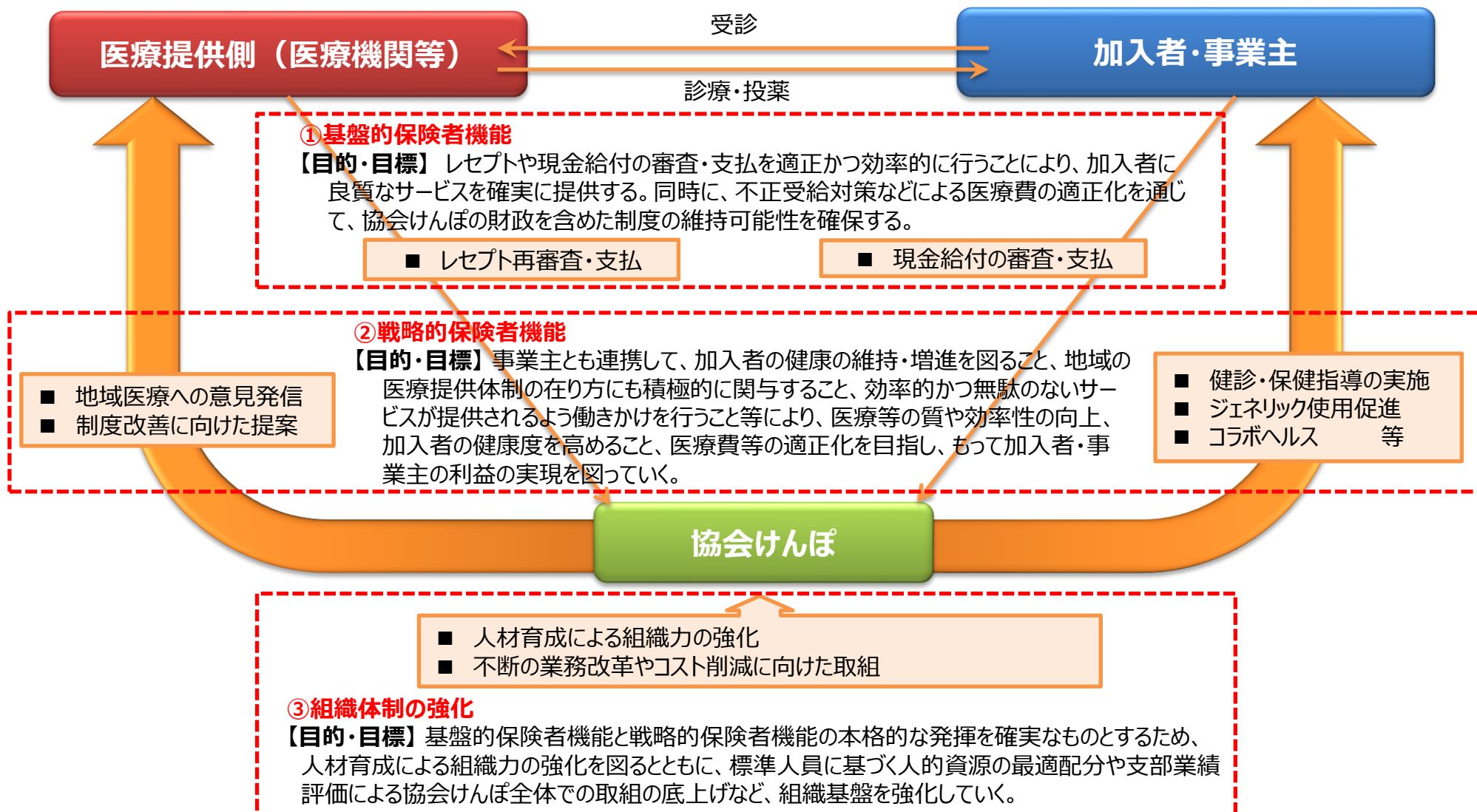
OJTを中心とした人材育成の強化を図るとともに、人事評価制度や支部業績評価の本格実施により、協会けんぽのパフォーマンスの底上げを図る。

【具体的な施策】

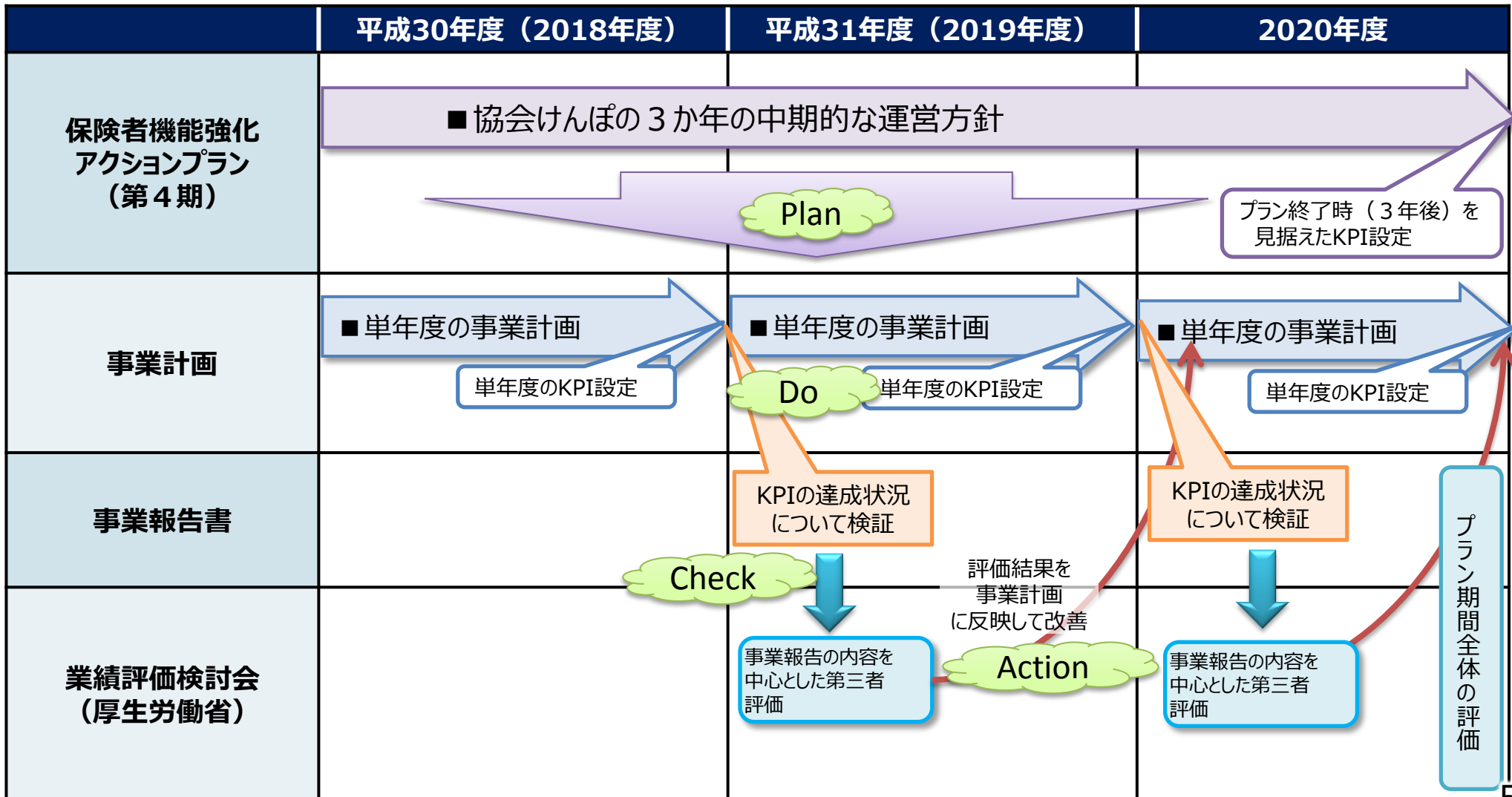
- ・ 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- ・ 支部業績評価の本格実施に向けた検討

基本的考え方

- 協会けんぽの役割等について、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つに分類した上で、それぞれ目的・目標を定める。
- その上で、分野ごとに具体的取組を定めるとともに、定量的KPIを設定して進捗状況を評価する。



- 協会けんぽでは、これまでも保険者機能強化アクションプランや事業計画に基づく事業運営を行い、その評価を次のアクションプランや事業計画に反映させてきたが、必ずしもそうした関係性が明らかになっていなかった。
- このため、平成30年度以降は以下のとおり、保険者機能強化アクションプランを中期計画と明確に位置付けてKPIを設定するとともに、それを踏まえた事業計画の策定や評価を通じた改善を行うことにより、PDCAサイクルを強化する。



平成31年度三重支部事業計画

協会けんぽの事業計画について

協会けんぽに係るP D C Aサイクルについては、目標設定（Plan）として、3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施（Do）し、その結果を毎年度作成する事業報告書（決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出）で検証した上で、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価（Check）を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善（Action）していくことで実施されている。

平成30年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定めるとともに、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えてKPIを設定することとした。

このため、本事業計画では、平成31年度の協会けんぽ運営の基本方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係るKPIを定める。

平成31年度 三重支部事業計画（案）①

分野	具体的施策等	K P I (重要業績評価指標)
1.基盤的保険者機能関係 新	①現金給付の適正化の推進 ○ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ○ 傷病手当金と障害年金及び労働者災害補償保険法の休業補償給付等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。	_____
	②効果的なレセプト点検の推進 ○ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。	【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ※全支部一律に設定
	③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ○ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころかし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。	【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする ※全支部一律に設定
	④あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ○ 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。	_____
	⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ○ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ○ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。	【KPI】 ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限り。）の回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定 ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ※全支部一律に設定

平成31年度 三重支部事業計画（案）②

分野	具体的施策等	K P I (重要業績評価指標)
1.基盤的保険者 機能関係	⑥サービス水準の向上 ○ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード:10日間）を遵守する。	【KPI】 ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ※全支部一律に設定 ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を89.7%以上とする
	⑦限度額適用認定証の利用促進 ○ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。	【KPI】 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする
	⑧被扶養者資格の再確認の徹底 ○ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。	【KPI】 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を90.5%以上とする
	⑨オンライン資格確認の導入に向けた対応 ○ 現在、協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、医療機関での利用状況等を把握し効果的な利用方法を促すことなどにより、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。	【KPI】 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を62.5%以上とする

平成31年度 三重支部事業計画（案）③

分野	具体的施策等	K P I (重要業績評価指標)
2.戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化	①ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供< I、II、III> ○ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの健康課題等を見える化する情報ツールを活用し、引き続き健康経営の普及促進に向けて取り組む。	
	②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施< I、II、III> ○ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 【上位目標※】空腹時血糖値における糖尿病型及び境界型への増加率の抑制 ※重大な疾患の発症を防ぐ、10年以上経過後に達する目標	
	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 インセンティブ評価指標 ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：203,118人） ・生活習慣病予防健診 受診率63.1%（受診見込者数：128,168人） ・事業者健診データ 取得率 8.3%（取得見込者数：16,859人） ○ 被扶養者（受診対象者数：57,281人） ・特定健康診査 受診率25.7%（受診見込者数：14,721人） ○ 健診の受診勧奨対策 ・特定健診受診率等の底上げを図るためG I S（地理情報システム）により受診率の低迷地域を検証し、その結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を策定する。また、事業者健診データの取得促進に向けて、三重県、三重労働局等と連携し働きかけを行う。 ・商工経済団体や三重運輸支局との連携を強化し、特定保健指導と一体化した保健事業を積極的に推進する。 ・自治体と連携し県内全域で集団特定健診、特定保健指導を実施する。また、健診推進経費を活用し健診実施地域の拡大と健診サービスの向上を図る。 ・外部委託により新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診、特定健診の案内及び特定保健指導の利用勧奨を実施し、制度の普及と利用拡大を図る。	【KPI】 ① 生活習慣病予防健診受診率を63.1%以上とする ② 事業者健診データ取得率を8.3%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を25.7%以上とする

分野	具体的施策等	K P I (重要業績評価指標)
2.戦略的保険者機能関係	ii) 特定保健指導の実施率の向上 インセンティブ評価指標 ○ 被保険者（特定保健指導対象者数：29,296人） ・特定保健指導 実施率19.8%（実施見込者数：5,801人） （内訳）協会保健師実施分 13.1%（実施見込者数：3,838人） アウトソーシング分 6.7%（実施見込者数：1,963人） ○ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,266人） ・特定保健指導 実施率18.7%（実施見込者数：237人） ○ 保健指導の受診勧奨対策 ・健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ強気に働きかける。加えて、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となったポイント検証モデルや動機づけ支援相当へ適用を積極的に取り入れ実施する。 ・特定保健指導専門業者への委託数を拡大し、実施数の増加及び利用者の利便性を向上させる。 ・産業医等との連携により、事業者健診結果による事業所内での特定保健指導実施状況を把握し、健診結果及び保健指導結果データの取得に努める。	【KPI】 特定保健指導の実施率を19.8%以上とする
	iii) 重症化予防対策の推進 インセンティブ評価指標 ○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数2,650人 ・健診実施機関と連携し、健診受診直後の早期受診勧奨を実施する。 ・外部委託による二次勧奨として医療専門職による文書・電話による勧奨を実施する。 ○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・未治療者に対する重症化予防について、医療機関受診率をより高めていくべく、支部独自の取り組みを強化する。また、受診勧奨及びかかりつけ医と連携した保健指導の実施し、糖尿病の重症化予防に取り組む。 ・糖尿病予備群に対する啓発事業として、健診結果から悪化予防に関する文書勧奨等を実施し、生活習慣改善を促す。	【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を15.8%以上とする

平成31年度 三重支部事業計画（案）⑤

分野	具体的施策等	K P I (重要業績評価指標)
2.戦略的保険者機能関係	iv) コラボヘルスの推進 ○ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取り組みの質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康課題等に応じたサポートを実施する。 ○ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化する情報ツールにより健康づくりの機会の提供を行い、健康経営の普及促進に向けた取り組みを継続して実施する。 ○ 地域に根差した健康経営の取り組みを進めるため、商工会議所等の関係団体と連携して地域を牽引する担い手となる中核企業の取り組みを積極的に広めることにより、地域が活発となるような健康経営の普及促進を図る。 ○ 健康保険委員を委嘱している事業所等に対して、積極的に健康経営の取り組みを促すことで、健康宣言事業所数の拡大と質の向上を図る。	
	③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ○ 広報分野における P D C A サイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえた情報提供を行い理解の促進を図る。 ○ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ○ 健康保険委員の委嘱数の更なる拡大を図るため、事業所の規模や業態等に応じた訪問・電話・文書による勧奨を行う。	【KPI】 ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ※全支部一律に設定 ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を41.6%以上とする
	④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ○ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用して支部の阻害要因を分析し、使用促進に向けた効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、三重県や三重県保険者協議会等の関係機関への働きかけを行う。 ○ 個別の医療機関・調剤薬局に対して、ジェネリック医薬品使用割合や、薬効分類別処方割合、地域内での立ち位置等を分析した「医療機関・薬局向け見える化ツール」とジェネリック医薬品使用割合向上に寄与する医薬品の使用実績をまとめた「医薬品実績リスト」を提供する。また、調剤薬局への提供にあたっては、三重県薬剤師会と連携し、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図る。	インセンティブ評価指標 【KPI】 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を78.5%以上とする

平成31年度 三重支部事業計画（案）⑥

分野	具体的施策等	K P I (重要業績評価指標)
2.戦略的保険者機能関係	⑤インセンティブ制度の本格導入Ⅱ、Ⅲ ○ 平成30年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。	
新	⑥調査研究事業の取り組みⅠ、Ⅱ、Ⅲ ○ 支部独自の調査研究事業として、特定保健指導における行動変容と個人特性（性格）との関連性の研究を行い、心理学的な根拠に基づく指導方法を検証し特定保健指導の質の向上を図る。また、調査研究事業の効果検証によりエビデンスを確立し、学会やフォーラムにて公表する。	
改	⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信Ⅰ i) 意見発信のための体制の確保 ○ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、他の被用者保険者と連携してすべての地域医療構想調整会議等の会議に参画する。 ii) 医療費データ等の分析 ○ 協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ○ 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。 iii) 外部への意見発信や情報提供 ○ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ○ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。 ○ 経済と財政、暮らしに関する様々な分野の「見える化」したデータと協会が保有する医療データ等から分野横断的な分析結果を用いて、三重県、自治体と連携した地域の健康増進に向けた取り組みを検討する。	【KPI】 ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する ※全支部一律に設定

平成31年度 三重支部事業計画（案）⑦

分野	具体的施策等	K P I (重要業績評価指標)
3.組織体制関係	①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ○ 標準人員に基づく人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえ戦略的保険者機能を強化するための人員シフトを検討する。	_____
	②人事評価制度の適正な運用 ○ 人事評価制度を効果的に活用し、個々の職員の目標達成を促し協会の理念の実現を目指す。	_____
	③O J Tを中心とした人材育成 ○ 「自ら育つ」職員を育成するためにO J Tを中心としつつ、効果的に研修等を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ○ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。	_____
	④支部業績評価の実施 ○ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて自支部の業績を向上させ、協会全体の取り組みの底上げに寄与する。	_____
	⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等 ○ 調達における競争性を高めるため、公告期間を十分に確保することや多数の事業者の参加を促す周知を行う。 ○ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。	【KPI】 新 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ※全支部一律に設定
	⑥コンプライアンスの徹底 ○ 法令等規律の遵守し公正な業務遂行に努めること（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。	_____
	⑦リスク管理 ○ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。	_____

KPI達成に向けた取り組み

【定量的KPIの設定】

【パターン1】 対前年度以上または以下を目標値で設定	定量的な理由を記載
【パターン2】 直近の実績を踏まえて目標値を設定	直近の伸びの平均値 = A 現状値 + (A × 3) = 最終目標値 ※ 事業計画における目標値は 現状値 + A で策定
【パターン3】 予め定まっている目標値で設定 全支部又は100%達成を必達として設定	予め定まっている目標の設定根拠等を記載 ※ 事業計画における目標値は以下のとおり算定 最終目標値 - 現状値 = A (A ÷ 3) + 現状値 = 単年度の目標値

■効果的なレセプト点検の推進

【KPI】（対前年度以上を目標値で設定）

・社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づくシステムを活用した効果的なレセプト点検の実施
- ・事務処理手順の標準化に沿った効率的な資格・外傷点検に実施
- ・点検業者のノウハウを収集して点検員のスキル向上に活用

	28年度	29年度	30年度（※）
医療費総額	67,018,040,100円	69,167,234,830円	41,406,705,260円
査定額	177,506,090円	186,487,760円	102,211,450円
査定率	0.265%	0.269%	0.247%

※平成30年11月現在

■柔道整復施術療養費の照会業務の強化

【KPI】（対前年度以下を目標値で設定）

・柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化
- ・特に、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化
- ・不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供

	28年度	29年度	30年度（※）
患者照会件数	2,294件	3,248件	1,795件
3部位以上かつ15日以上 of 申請件数	1,256件	1,137件	448件
3部位以上かつ15日以上 of 申請割合	0.8%	0.7%	0.7%

※平成30年6月現在

■ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

【KPI】（直近の実績を踏まえて目標値を設定）

① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**94.0%以上**とする。

《目標達成に向けた取り組み①》

- ・保険証の未返納者へ早期に返納催告の実施
- ・未返納の多い事業所への訪問、文書等による資格喪失届への保険証の添付の徹底を周知
- ・保険証回収にあたっては、従来の文書による催告のほかに、電話による回収業務を推進

① 一般被保険者証と任意継続被保険者証の1か月以内の回収状況

	28年度	29年度（※）	30年度（※）
回収率	－	91.25%	93.05%

※平成30年1月喪失者までの参考数値

※平成30年10月現在

【KPI】（対前年度以上または以下を目標値で設定）

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする。

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を**対前年度以下**とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・支部で策定した債権回収計画、事務処理フローに基づき、計画的に文書催告や電話、訪問による催告を実施
- ・日本年金機構と連携した早期回収の推進
- ・発生した債権に対する通知、催告のアウトソース化の推進
- ・国民健康保険との保険者間調整を積極的に実施

② 資格喪失後受診に係る返納金回収率

	28年度	29年度	30年度（※）
返納金回収率	52.01%	60.87%	39.98%

※平成30年10月現在

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金割合

	28年度	29年度	30年度（※）
返納金割合	0.052%	0.053%	0.074%

※平成30年8月現在

基盤的保険者機能関係

■ サービス水準の向上

【KPI】（100%達成を必達として設定）

① サービススタンダードの達成状況を100%とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・現金給付の申請受付から給付金の振込までの期間をサービススタンダード（10営業日以内）として定め、達成状況を管理し、正確かつ着実な支払の実施
- ・100%の達成を維持

①サービススタンダードの達成状況

	28年度	29年度	30年度（※）
達成率	99.98%	100%	100%

※平成30年10月現在

【KPI】（直近の実績を踏まえて目標値を設定）

② 現金給付等の申請に係る郵送化率を89.7%以上とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・加入者、事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、ホームページ、各種研修会等を活用し、郵送による申請勧奨を実施

②現金給付等の申請に係る郵送状況

	28年度	29年度	30年度（※）
郵送化率	82.8%	84.2%	84.7%

※平成30年10月現在

■ 限度額適用認定証の利用促進

【KPI】（直近の実績を踏まえて目標値を設定）

・高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%（61,681件）以上とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・医療機関から加入者の入院時に限度額適用認定証の案内をしていただくよう申請書を設置
- ・事業主や健康保険委員を通じて申請セットによる利用促進
- ・各種研修会等を活用し、利用促進を周知

	28年度	29年度	30年度（※）
現物給付	41,448件	43,239件	18,482件
高額療養費制度に占める割合	77.9%	78.6%	77.2%

※平成30年8月現在

基盤的保険者機能関係

■ 被扶養者資格の再確認の徹底

【KPI】（直近の実績を踏まえて目標値を設定）

・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を**90.5%（15,011件）以上**とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・日本年金機構と連携し、被扶養者資格の再確認の推進
- ・未提出事業所への早期の文書、電話による勧奨の実施
- ・スケジュール管理の徹底による計画的な催告の実施

	28年度	29年度	30年度（※）
提出事業所数	13,362件	14,610件	14,808件
提出率	85.1%	90.4%	89.3%
被扶養者削減数	911人	1,434人	1,014人

※平成30年11月現在

■ オンライン資格確認の導入に向けた対応

【KPI】（予め定まっている目標値で設定）

・現行のオンライン資格確認システムについて、U S Bを配布した医療機関における利用率を**62.5%以上**とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・医療機関におけるUSBトークンの利用率を向上するため、参加している医療機関4か所への電話、訪問による利用促進を実施
- ・医療機関における資格確認業務の稼働率向上に向けた取り組みの推進

	28年度	29年度	30年度（※）
利用率	10.6%	6.3%	53.6%

※平成30年10月現在

■ 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上

インセンティブ評価指標

【KPI】（予め定まっている目標値で設定）

- ① 生活習慣病予防健診実施率を63.1%（128,168人）以上とする。
- ② 事業者健診データ取得率を8.3%（16,859人）以上とする。
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を25.7%（14,721人）以上とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・GIS（地理情報システム）を活用した受診勧奨の実施
- ・健診機関との健診推進経費（インセンティブ）を活用した事業を推進
- ・三重県、三重労働局との連携による事業者健診データ取得勧奨の実施
- ・商工経済団体や三重運輸支局との連携による特定保健指導と一体化した保健事業の推進
- ・外部委託を活用した事業所への健診受診勧奨の実施
- ・自治体と連携し県内全域での集団健診・特定保健指導の実施

	28年度	29年度	30年度（※）
①生活習慣病予防健診受診率	58.7% (107,687人)	60.5% (116,038人)	35.3% (70,094人)
②事業者健診データ取得率	7.0% (12,883人)	4.8% (9,277人)	1.0% (2,021人)
③被扶養者の特定健診受診率	19.9% (11,095人)	20.8% (11,680人)	10.5% (5,936人)

※平成30年10月現在

《参考：協会全体での各年度の健診受診率等の目標値及び目標達成に必要な健診受診者数》

	30年度（2018年度）	31年度（2019年度）	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
①生活習慣病予防健診受診率	50.8% (7,440,000人)	53.4% (7,770,000人)	55.9% (8,100,000人)	58.5% (8,430,000人)	61.2% (8,760,000人)	63.9% (9,090,000人)
②事業者健診データ取得率	7.1% (1,020,000人)	7.5% (1,090,000人)	8.0% (1,160,000人)	8.5% (1,230,000人)	9.1% (1,300,000人)	10.0% (1,370,000人)
③被扶養者の特定健診受診率	25.9% (1,080,000人)	27.6% (1,150,000人)	29.5% (1,220,000人)	31.3% (1,290,000人)	33.2% (1,360,000人)	35.0% (1,430,000人)
合 計	50.7% (9,540,000人)	53.5% (10,010,000人)	56.3% (10,480,000人)	59.1% (10,950,000人)	62.0% (11,420,000人)	65.0% (11,890,000人)

※毎年度、健診受診者数を470,000人
（生活習慣病予防健診受診者数：330,000人、事業者健診データ取得数：70,000人、被扶養者特定健診受診者数：70,000人）ずつ増加させる計算。

■ 特定保健指導の実施率の向上

インセンティブ評価指標

【KPI】（予め定まっている目標値で設定）

・特定保健指導の実施率を19.8 %（5,801人）以上とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・健診機関による健診当日の初回面談の実施
- ・特定保健指導専門業者への委託拡大
- ・特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となったポイント検証モデルや動機づけ支援相当への適用の取り入れ

（6か月後評価）	28年度	29年度	30年度（※）
実施率 （被保険者）	13.2% （3,026人）	14.2% （3,491人）	9.2% （2,367人）
実施率 （被扶養者）	0.9% （8人）	2.4% （24人）	1.1% （12人）

※平成30年8月現在

《参考：協会全体での各年度の健診受診率等の目標値及び目標達成に必要な健診受診者数》

	30年度（2018年度）	31年度（2019年度）	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
目標達成に必要な特定 保健指導実施者数	258,000人	314,000人	401,000人	491,000人	615,000人	773,000人
保健指導実施率目標値	14.5%	16.8%	20.6%	24.1%	29.0%	35.0%

※被保険者は、2018年度～2020年度の各年度約30,000名ずつ実施者数を上乗せしている。被扶養者は、各年度1%ずつ特定保健指導実施率が上昇するよう特定保健指導実施者数を割り当てる。

■ 重症化予防対策の推進

インセンティブ評価指標

【KPI】（直近の実績を踏まえて目標値を設定）

・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を15.8%（882人）以上とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・受診勧奨及びかかりつけ医と連携した保健指導の実施
- ・糖尿病予備群に対して文書勧奨による啓発
- ・健診機関と連携した健診後の早期受診勧奨

	27年度	28年度	29年度（※）
3か月以内受診者数	303人	495人	626人
受診した割合	8.2%	10.7%	12.2%

※平成30年9月現在

■ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

【KPI】（対前年度以上を目標値で設定）

① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

【KPI】（直近の実績を踏まえて目標値を設定）

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を41.6%（注）以上とする。

《目標達成に向けた取り組み（広報の推進）》

- ・平成30年度に実施した加入者の制度に対する理解度調査の結果を踏まえ、特に理解が進んでいない分野に注力して広報を実施
- ・ホームページやメールマガジン等のIT広報ツールを活用し、協会けんぽの取り組みをタイムリーに伝える

	28年度	29年度	30年度（※）
委嘱者数	1,889人	2,157人	2,159人
被保険者カバー率	37.65%	38.64%	38.39%

※平成30年9月現在

《目標達成に向けた取り組み（健康保険委員）》

- ・加入者に身近な健康保険委員を通じた広報が重要であり、健康保険委員の委嘱者数拡大と活動の活性化の取り組みを推進

（注）29年度を基準として、KPI目標値との差2.96%を達成するには被保険者8,903人をカバーする必要がある。
（100人の事業所であれば、約89社に委嘱）

■ ジェネリック医薬品の使用促進

インセンティブ評価指標

【KPI】（予め定まっている目標値で設定）

・協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を78.5%以上とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・加入者に対する年2回の軽減額通知の実施
- ・三重県薬剤師会との連携し、レセプトデータを活用した調剤薬局に対する使用状況等の情報提供サービスの実施
- ・ジェネリックカルテ等を活用して三重県、医療機関、調剤薬局に対する訪問等による働きかけの実施

	28年度（※1）	29年度（※2）	30年度（※3）
使用割合 （数量ベース）	63.9%	67.8%	72.1%

※1 平成28年4月現在
※2 平成29年4月現在
※3 平成30年6月現在

戦略的保険者機能関係

■ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

【KPI】（予め定まっている目標値で設定）

① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を**100%**とする。

【KPI】（全支部で目標を達成する）

②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な**意見発信を実施**する。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・地域の医療提供体制について地域医療構想調整会議等の議論の場に参画し、被用者保険者として必要な意見発信を実施
- ・地域医療を見える化したデータベースを活用し、エビデンスに基づく意見発信を実施
- ・経済と財政、暮らしに関する様々な分野のデータを協会の医療データ等から分野横断的な分析を行い、三重県、自治体と連携した取り組みの検討

地域医療構想調整会議での被用者保険者の参加状況

	28年度	29年度	30年度（※）
参加率	100%	100%	100%

※平成30年10月現在

組織体制関係

■ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

【KPI】（対前年度以下を目標値で設定）

・一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**対前年度以下**とする。

《目標達成に向けた取り組み》

- ・調達の競争性を高めるため、公告期間の確保等により多数の事業者の参加を促す
- ・一者応札となった案件については、アンケート調査等により原因を究明

	28年度	29年度	30年度（※）
一者応札割合	16.7%	0%	0%
入札件数	6件	3件	1件

※平成30年10月現在

平成31年度支部保険者機能強化予算（案）

《支部保険者機能強化予算》

- 支部予算枠として、全支部一律の一定額に加入者数を基準に按分する。
- 支部予算枠における分野ごとの配分は、支部の裁量で設定できる。

医療費適正化対策

新規・継続	取組名	実施概要	経費
継続	事業所の健康課題を「見える化」した事業所健康度カルテ	協会けんぽから事業所に従業員の健康度等を「見える化」して情報提供することで、自社の健康課題を把握することができ、従業員の健康づくりに対する具体的な行動を導く提案の実施	5,978千円

広報・意見発信

新規・継続	取組名	実施概要	経費
継続	納入告知書に同封するチラシ	日本年金機構から事業所へ送付する納入告知書に協会けんぽのチラシを同封	4,864千円
継続	事務手続き冊子「協会けんぽのしおり」	健康保険委員に対して健康保険制度や申請手続きを案内した事務手続き冊子を提供	1,701千円
継続	限度額適用認定申請書セット	医療機関の窓口で制度案内と申請書をセットにした申請セットを設置し加入者へ配付	195千円
継続	任意継続申請書セット	事業所から退職者に対して制度案内と申請書をセットにした申請セットを配付	69千円